

中津市指定ごみ袋等収納事務取扱約款

(目的)

第1条 本約款は、中津市（以下「市」という。）の指定ごみ袋等製造・配送及び一般廃棄物処理手数料収納事務を受託した[和知産業株式会社]（以下「甲」という。）と、指定ごみ袋等の販売を行う取扱店（以下「乙」という。）との間における、指定ごみ袋等の引渡し及び手数料の収納事務（以下「本業務」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(法令上の地位)

第2条 甲は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、市から「指定公金事務取扱者」の指定を受けた者である。

2 乙は、同条第6項の規定に基づき、甲から公金事務の一部（手数料の収納）の再委託を受けた者（履行補助者）とする。

(再委託業務の内容)

第3条 乙は、市が定める「指定ごみ袋取扱店要領」及び本約款を遵守し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民への指定ごみ袋等の引渡し
- (2) 市民からの中津市一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の収納
- (3) 収納した手数料の甲への納付
- (4) 指定ごみ袋等の在庫管理及び適正な保管

(指定ごみ袋等の発注及び納品)

第4条 乙は、甲が別途定める方法により、指定ごみ袋等の発注を行うものとする。

2 甲は、乙からの発注に基づき、指定ごみ袋等を乙の店舗等へ配送・納品する。

(手数料相当額の納付義務)

第5条 乙は、甲から指定ごみ袋等の納品を受けたときは、当該袋数に応じた手数料相当額から、市が定める販売委託料（取扱店利益）を控除した額を、甲の指定する期日までに甲へ支払うものとする。

2 前項に基づき乙が甲に支払う金銭は、市へ納付すべき公金としての性質を有する。

(善管注意義務)

第6条 乙は、善良なる管理者の注意をもって指定ごみ袋等および徴収した手数料を管理しなければならない。

(検査及び報告)

第7条 甲または市（会計管理者を含む）は、地方自治法の規定に基づき、必要があると認めるときは、乙に対し本業務の実施状況（在庫、売上、帳簿等）について報告を求め、または店舗等に立ち入り検査を行うことができる。

2 乙は、前項の検査または報告の求めに対し、正当な理由なく拒んではならない。

(禁止事項)

第8条 乙は、本業務を行うにあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定ごみ袋等を条例で定める金額以外で販売すること。
- (2) 指定ごみ袋等をばら売りすること（ただし、市が認めた場合を除く）。
- (3) 指定ごみ袋等を不当に景品として配布する等、制度の趣旨に反する取扱いをすること。
- (4) 業務上知り得た個人情報を第三者に漏洩すること。
- (5) 取扱店として中津市より指定を受けた店舗等以外で販売すること。

(損害賠償)

第9条 乙は、指定ごみ袋等の紛失、盗難、汚損または収納した手数料の亡失等により、甲または市に損害を与えたときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力によるものであると甲及び市が認めた場合はこの限りではない。

(再委託の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず本業務の再委託を解除し、取扱店の登録抹消を市に申し出ることができる。

- (1) 本約款または市の要領に違反し、甲からの是正勧告に従わないとき。
- (2) 手数料相当額の支払いを遅延または拒否したとき。
- (3) 財産状態が悪化し、本業務の遂行が困難と認められるとき。
- (4) その他、指定ごみ袋取扱店としてふさわしくない行為があったとき。

(反社会的勢力の排除)

第11条 乙は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

(約款の変更)

第12条 甲は、市の条例・規則の改正、市からの指示、または経済情勢の変動等により必要があると認めるときは、本約款を変更することができる。

2 甲が本約款を変更した場合、甲は速やかに変更後の約款を乙に通知または公表するものとし、通知または公表後に乙が指定ごみ袋等を発注した時点で、乙は変更後の約款に同意したものとみなす。

(協議)

第13条 本約款に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲、乙及び市が協議の上、誠意をもって解決するものとする。

附 則

- 1 本約款は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 本約款施行前に乙が市との間で締結した協定等は、本約款の適用と矛盾しない範囲において、その効力を有する。